

各報道機関番町クラブ 様

令和2年10月14日  
自然保護課

## 特定外来生物「ガー科（魚類）」の県内初確認について

令和2年10月13日（火）、大洲市（肱川口漁港）において、外来生物法により特定外来生物に指定されているガー科（魚類）が確認（殺処分済み）されました。

ガー科は、外来生物法により、平成30年4月1日以降、飼養・運搬・販売・譲渡・輸入・野外への放出が規制されていますが、規制以前は、ペットショップなどで販売されており、飼育放棄された個体が川や池などに定着すれば、在来魚等の捕食し生態系に被害を及ぼす可能性があります。

については、県では、ホームページにより確認情報を公表するとともに、県・市町連絡会議、特定外来生物対策研修会等を通じて、広く市町及び県民に対し、外来種被害予防3原則「入れない・捨てない・拡げない」の徹底について注意喚起することとしています。

なお、万が一、ガー科を釣り上げた場合等は逃がさないようにし、県（自然保護課・生物多様性センター）又は市町（特定外来生物担当課等）へ連絡してください。

○ ガー科に関する注意情報は愛媛県自然保護課ホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.ehime.jp/h15800/ga-.html>

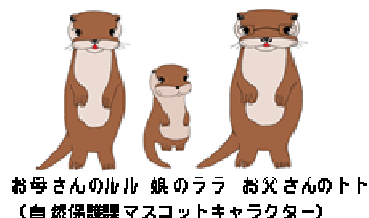
○ ガー科の県内での確認事例  
＜令和2年10月13日（火）現在＞ 1市 1事例（今回の確認事例）  
※この他にも、ガー科（疑）の情報提供が2件（令和2年9月）ありましたが、今回初めて、県（自然保護課）において同定したことから、県内初確認事例としています。



【大洲市提供写真】



【発見箇所（肱川口漁港内）】



【問い合わせ先】  
愛媛県県民環境部自然保護課生物多様性係  
中沢・武智  
〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2  
(TEL)089-912-2368 (FAX)089-912-2354  
(E-mail) [shizenhogo@pref.ehime.lg.jp](mailto:shizenhogo@pref.ehime.lg.jp)